

被扶養者認定に必要な提出書類一覧 B (Aに該当しない方)

提出 / 添付書類	同居していなくてもよい人					同居が必要な人			備考
	配偶者	父母	兄弟姉妹	孫	祖母	甥・姪	義父・母	伯父・叔父 伯母・叔母	
被扶養者異動届 (正・副2ページ)【IBM健保HPから印刷】 ※ 任意継続／特例退職は1ページ	○	○	○	○	○	○	○	○	夫婦が共に収入があり、子を被扶養者とする場合、夫婦の収入額を「被扶養者(異動)届」⑧欄「夫婦共働きで、子を扶養者とする場合の夫婦の年間収入」に記入(証明書の添付は不要) ※ 原則、収入の多い方の被扶養者となる 所得証明書は給与収入以外を含む課税収入の有無を確認します(金額が表示されたもの) 勤務先発行の源泉徴収票／税務署発行の課税証明書は不可 ・続柄が明記されたもの(内縁関係の場合、「夫(未届)」「妻(未届)」の表示があるもの) ・外国人の方は在留資格・在留期間の表示があるもの ※在留資格が「特定活動」の場合、指定書(写)も要提出(通常、パスポートにホチキス止めされています) どちらも提出できない場合「提出不可の理由書」の提出が必要
扶養状況届【IBM健保HPから印刷】	○	○	○	○	○	○	○	○	
市区町村役場で交付される最新の所得証明書／課税(非課税)証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	
住民票の謄本(世帯全員)	○	○	○	○	○	○	○	○	
健康保険資格喪失証明書(写)／国民健康保険証(写)	○	○	○	○	○	○	○	○	

その 生計 維持 関係 が 証明 される もの の 書 類	提出 / 添付書類	同居していなくてもよい人					同居が必要な人			備考
		配偶者	父母	兄弟姉妹	孫	祖母	甥・姪	義父・母	伯父・叔父 伯母・叔母	
その他 必要 な 証明 の 書 類	退職した人 (雇用保険を受給しない人)	○	○	○	○	○	○	○	○	退職後雇用保険(失業保険)を受給する場合で受給予定額が130万円以上／年(60歳以上は180万円)の時、受給期間中は被扶養者認定不可(給付制限期間中のみ認定可) 申請時、雇用保険受給資格者証が入手できない場合は退職票I及びIIの写しで代用可とする。事後入手次第提出すること。 給与明細書は連続する直近3ヶ月分の写し、または収入見込額証明(認定日後1年間)の場合は事業主印が必要 契約変更による収入減の場合、変更後の雇用契約書(労働条件通知書)等 第一表・第二表・第三表(第三表は提出している場合のみ) 税務署に提出した収支内訳書・青色決算申告書の写し 無い場合は健保組合様式の経費明細書を提出 遺族年金、障害年金等の非課税分も対象。 企業年金、個人年金等、年金型で給付を受けるものはすべて含む 銀行振込通知書(写)等の、毎月の仕送りを証明する直近3ヶ月分の書類を提出する ※ 業務上の単身赴任の場合は添付不要 養父母、養子の場合には戸籍謄(抄)本または養子縁組届 別居家族の場合、戸籍謄(抄)本、改製原戸籍等 内縁の妻または夫を被扶養者とする場合、双方の戸籍謄本
	退職した人 (雇用保険を受給する人)									
	現在働いている人	給与明細書(写)／収入見込額証明								
	個人事業収入／不動産収入／ 配当収入等があり、確定申告を している人	確定申告書(写)								
		収支内訳書／青色決算申告書／経費明細書(健保組合提出用) ※ 配当収入・給与収入・年金収入のみの場合は不要								
	個人事業を廃業した人	個人事業の廃業届出書(写)								
	年金受給者	直近の年金振込通知書(写) ※ 公的年金(老齢・遺族・障害)、企業年金、個人年金等								
別居の人	振込元、振込先、金額が明示されている仕送りに関する証明 (銀行振込／現金書留等)の(写)									
続柄等を証明するもの(養父母・ 養子・内縁関係・別居のため住民 票で続柄の証明ができない場合 等)	戸籍謄(抄)本・改製原戸籍	△	△	△	△	△	△	△		
	婚姻届受理証明書／養子縁組届	△	△	△	△	△	△	△		

○印：必ず提出 △印：該当する人は添付が必要

注1) 扶養状況に応じて、追加書類が必要となる場合があります。

注2) (写)の記述がないものは、オリジナルをご提出ください。

注3) 戸籍謄(抄)本、住民票、所得証明書(課税・非課税証明書)は、3か月以内に発行されたものをご提出ください。